



発行 東京都

目次

告示

- 土壤汚染対策法の規定に基づく汚染されている区域の指定の一部解除 (二件) …………… 一  
(環境局環境改善部化学物質対策課)
- 家畜伝染病予防法による家畜検査の実施 …………… 三  
(産業労働局農林水産部食料安全課)
- 豚熱の予防注射の実施 …………… (同) …… 五
- 都道の区域変更 …………… (建設局道路管理部路政課) …… 五
- 電線共同溝の整備等に関する特別措置法による道路の指定 (三件) …… (建設局道路管理部監察指導課) …… 七
- 東京港湾計画の変更の概要 …………… 二  
(港湾局港湾整備部計画課)

告示 (海区漁調)

- 東京海区におけるうみがめの採捕の制限 …………… 二
- 東京海区における浮きはえ縄漁業の制限 …………… 三

告示

- 都市計画事業の施行 (二件) …………… 三  
(建設局道路建設部管理課)

● 東京都告示第 二二四号

土壤汚染対策法 (平成十四年法律第五十三号) 第十一条第二項の規定により、令和三年東京都告示第 二二四十五号により指定した区域の一部の指定を解除するので、同条第三項において準用する同法第六条第二項の規定により、次のとおり告示する。

令和八年三月二日

東京都知事 小池 百合子

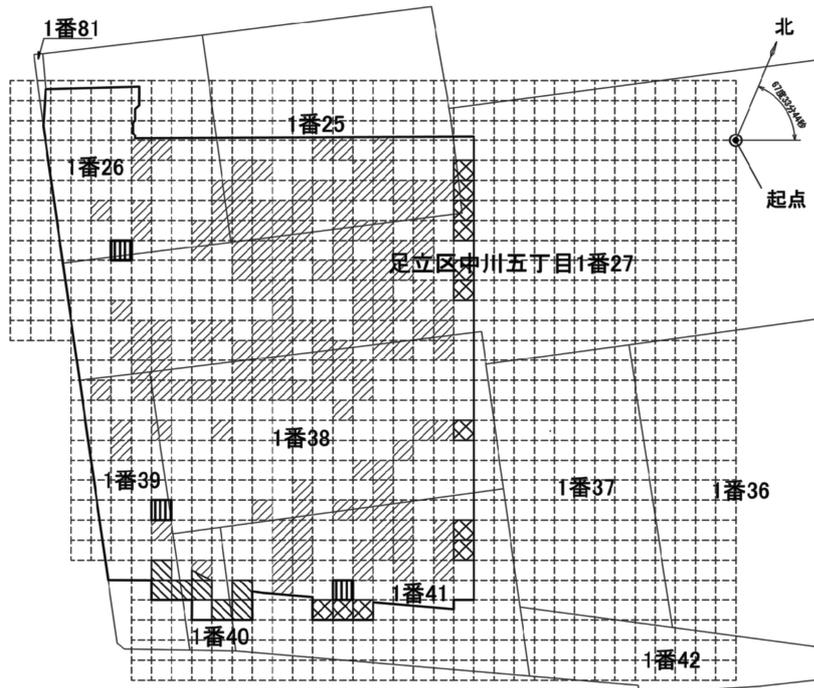
一 指定を解除する区域 別図のとおり (足立区中川五丁目地内)

二 土壤汚染対策法施行規則 (平成十四年環境省令第二十九号。以下「規則」という。) 第三十一条第一項の基準に適合していなかった特定有害物質の種類 六価クロム化合物並びに水銀及びその化合物

三 規則第三十一条第二項の基準に適合していなかった特定有害物質の種類 鉛及びその化合物

四 講じられた汚染の除去等の措置 土壤汚染の除去

別図



【凡例】

- :筆境界
- - -:単位区画
- ||||:指定を解除する区域
- ///:形質変更時要届出区域(令和3年東京都告示第245号により指定した区域)
- \\\\:形質変更時要届出区域(令和4年東京都告示第1368号により指定した区域)
- ⊠:形質変更時要届出区域(令和7年東京都告示第606号により指定された区域)

【起点】

起点は、座標値(X=24943.766、Y=1432.928)とする。  
 ※座標は、測量法(昭和24年法律第188号)の規定により、世界測地系座標計算によって作成した。

【格子の回転角度 (67度33分44秒)】

格子の回転角度は、起点を通り、東西方向及び南北方向に引いた線並びにこれらと平行して10m間隔で引いた線により構成されている格子を、起点を中心として、右回りに回転させた角度を示す。

●東京都告示第二百五号

土壌汚染対策法(平成十四年法律第五十三号)第十一条第二項の規定により、令和五年東京都告示第八百二十三号により指定した区域の一部の指定を解除するので、同条第三項において準用する同法第六条第二項の規定により、次のとおり告示する。

令和八年三月二日

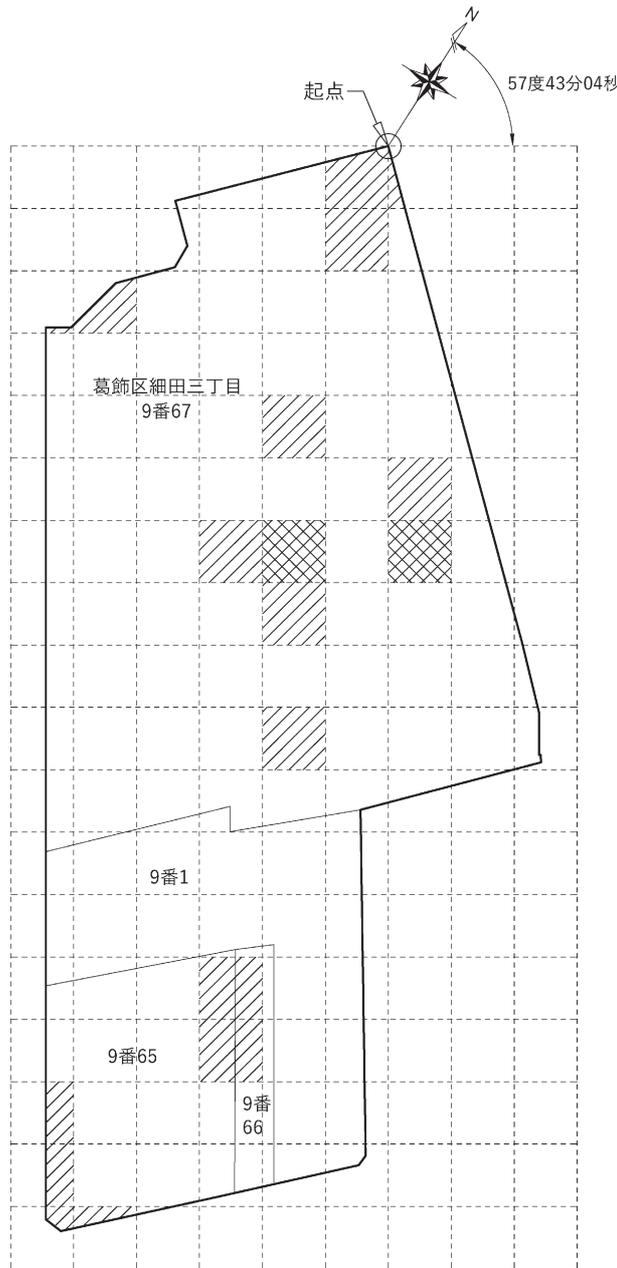
東京都知事 小 池 百合子

一 指定を解除する区域 別図のとおり(葛飾区細田三丁目地内)

二 土壌汚染対策法施行規則(平成十四年環境省令第二十九号)第三十一条第一項の基準に適合していなかった特定有害物質の種類 クロロエチレン

三 講じられた汚染の除去等の措置 土壌汚染の除去

別図



**【凡例】**

- 調査対象地
- 筆境界
- - - 単位区画
- ▨ 指定を解除する区域
- ▩ 形質変更時要届出区域  
(令和5年東京都告示第823号により指定した区域)

**【起点】**  
 起点は、葛飾区細田三丁目9番67の最北端とする。

**【起点の回転角度】** 57度43分04秒  
 格子の回転角度は、起点を通り、東西方向及び南北方向に引いた線並びにこれらと平行して10m間隔で引いた線により構成されている格子を、起点を中心として、右回りに回転させた角度を示す。

●東京都告示第二百六号

家畜伝染病予防法（昭和二十六年法律第百六十六号）第五条第一項の規定に基づき、家畜又はその死体の所有者に対し、家畜又はその死体について、次のとおり家畜防疫員の検査を受けるべき旨を命ずる。

令和八年三月二日

東京都知事 小 池 百合子

一 プルセラ症検査

- (一) 実施の目的  
プルセラ症の発生の予察
- (二) 実施する区域及び期日  
実施する区域については都内全域とし、実施の期日については令和八年四月一日から令和九年三月三十一日までの間において家畜保健衛生所長が指定する日とする。

(三) 実施の対象となる家畜の種類及び範囲

実施する区域で飼養されている牛のうち、家畜保健衛生所長が検査を必要と認めたもの

(四) 検査の方法

血清抗体検査及び細菌学的検査

二 結核検査

- (一) 実施の目的  
結核の発生の予察
- (二) 実施する区域及び期日  
実施する区域については都内全域とし、実施の期日については令和八年四月一日から令和九年三月三十一日までの間において家畜保健衛生所長が指定する日と

する。

(三) 実施の対象となる家畜の種類及び範囲

実施する区域で飼養されている牛のうち、家畜保健衛生所長が検査を必要と認めたもの

(四) 検査の方法

ツベルクリン検査

三 ヨーネ病検査

(一) 実施の目的

ヨーネ病の発生の予防

(二) 実施する区域及び期日

実施区域

実施期日

立川市、青梅市、令和八年五月一日から同年七月三十一日までの間に、あきる野市及び日の出町の全域、衛生所長が指定する日

令和八年四月一日から令和九年三月三十一日までの間に、保健衛生所長が指定する日

ただし、右に定めるほか、家畜保健衛生所長が必要と認める場合は、実施する区域については都内全域とし、実施の期日については令和八年四月一日から令和九年三月三十一日までの間に、保健衛生所長が指定する日とする。

(三) 実施の対象となる家畜の種類及び範囲

ア 実施する区域で飼養されている牛のうち、家畜伝染病予防法施行規則（昭和二十六年農林省令第三十五号。以下「省令」という。）第九条第二項第一号から第四号までに掲げるもの。ただし、六箇月齢未満の牛及び家畜保健衛生所長が検査を不要と認めた牛を除く。

イ 搾乳及び繁殖の用に供することを目的として東京都の区域外から移入した牛。ただし、六箇月齢未満の牛及び家畜保健衛生所長が検査を必要と認めた牛を除く。

(四) 検査の方法

省令別表第一に定める方法

四 伝達性海綿状脳症検査

(一) 実施の目的

伝達性海綿状脳症の発生の状況及び動向の把握

(二) 実施する区域及び期日

実施する区域については牛海綿状脳症対策特別措置法（平成十四年法律第七十号）第六条第二項ただし書に規定する場合を除き都内全域とし、実施の期日については令和八年四月一日から令和九年三月三十一日までの間に、保健衛生所長が指定する日とする。

(三) 実施の対象となる家畜の死体の種類及び範囲

実施する区域で死亡した牛、めん羊及び山羊の死体のうち、省令第九条第二項第五号及び第六号に掲げる死体。ただし、家畜保健衛生所長が検査を必要と認めたものに限る。

(四) 検査の方法

省令別表第一に定める方法

五 馬伝染性貧血検査

(一) 実施の目的

馬伝染性貧血の発生の予防

(二) 実施する区域及び期日

実施する区域については都内全域とし、実施の期日については令和八年四月一日から令和九年三月三十一日までの間に、保健衛生所長が指定する日とする。

日までの間に、保健衛生所長が指定する日とする。

(三) 実施の対象となる家畜の種類及び範囲

実施する区域で飼養されている馬のうち、家畜保健衛生所長が検査を必要と認めたもの

(四) 検査の方法

血清抗体検査

六 豚熱検査

(一) 実施の目的

豚熱の発生の予察

(二) 実施する区域及び期日

実施する区域については都内全域とし、実施の期日については令和八年四月一日から令和九年三月三十一日までの間に、保健衛生所長が指定する日とする。

(三) 実施の対象となる家畜の種類及び範囲

実施する区域で飼養されている豚及びいのししのうち、家畜保健衛生所長が検査を必要と認めたもの

(四) 検査の方法

臨床検査及び血清抗体検査

七 高病原性鳥インフルエンザ及び低病原性鳥インフルエンザ検査

(一) 実施の目的

高病原性鳥インフルエンザ及び低病原性鳥インフルエンザの発生の予察

(二) 実施する区域及び期日

実施する区域については都内全域とし、実施の期日については令和八年四月一日から令和九年三月三十一日までの間に、保健衛生所長が指定する日とする。

日までの間において家畜保健衛生所長が指定する日とする。

(三) 実施の対象となる家畜の種類及び範囲

実施する区域で飼養されている鶏、あひる、うずら、きじ、エミュー、だちょう、ほろほろ鳥及び七面鳥のうち、家畜保健衛生所長が検査を必要と認めたもの

(四) 検査の方法

臨床検査及び血清抗体検査

八 腐蛆病検査

(一) 実施の目的

腐蛆病の発生の予防

(二) 実施する区域及び期日

実施する区域については都内全域とし、実施の期日については令和八年四月一日から令和九年三月三十一日までの間において家畜保健衛生所長が指定する日とする。

(三) 実施の対象となる家畜の種類及び範囲

実施する区域で飼養されている蜜蜂のうち、東京都の区域を越えて移動するもの及び家畜保健衛生所長が検査を必要と認めたもの

(四) 検査の方法

肉眼的検査、ミルケテスト及び細菌学的検査

●東京都告示第二百七号

家畜伝染病予防法（昭和二十六年法律第六十六号）第六条の規定に基づき、豚熱の発生を予防するための注射を次のとおり実施する。

令和八年三月二日

東京都知事 小 池 百合子

一 実施の目的

豚熱の発生予防

二 実施する区域

都内全域

三 実施の対象となる家畜の種類及び範囲

実施する区域で飼養されている豚及びいのししのうち、家畜防疫員が必要と認めるもの

四 実施する期間

令和八年四月一日から令和九年三月三十一日まで

五 注射の方法

皮下又は筋肉内注射

●東京都告示第二百八号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定により、都道の区域を次のように変更する。

その関係図面は、令和八年三月二日から起算して二週間東京都建設局道路管理部において一般の縦覧に供する。

令和八年三月二日

東京都知事 小 池 百合子

一 路線名

二 変更の区間

三 変更の概要

八王子市泉町千九百四十番四十四地先から同市檜原町千五百七十八番五地内まで

別図表示のとおり